

## 第 2 調査結果

### 1 ため池の防災対策の実施状況

#### (1) 防災重点農業用ため池の指定状況

##### ア 制度の概要等

特措法第 4 条第 1 項の規定において、都道府県知事は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針（令和 2 年農林水産省告示第 1845 号。以下「防災工事等基本指針」という。）に基づき、決壊により周辺の区域に被害を及ぼすおそれのあるため池を、防災重点農業用ため池として指定することができることとされている。

また、特措法第 4 条第 2 項の規定において、都道府県知事は、防災重点農業用ため池として指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとされている。

防災重点農業用ため池の指定要件は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令（令和 2 年政令第 277 号。以下「特措法施行令」という。）及び防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 61 号。以下「特措法施行規則」という。）において、次表のとおり定められている。<sup>1</sup>

表 1-(1)-① 特措法施行令及び特措法施行規則における防災重点農業用ため池の指定要件

防災重点農業用ため池の指定要件
<ul style="list-style-type: none"><li>ため池からの水平距離が 100m 未満の浸水区域（当該ため池の決壊により浸水が想定される区域）に住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設（以下「住宅等」という。）があるもの</li><li>貯水量が 1,000 m<sup>3</sup>以上であり、ため池からの水平距離が 500m 未満の浸水区域に住宅等があるもの</li><li>貯水量が 5,000 m<sup>3</sup>以上であり、浸水区域に住宅等があるもの</li><li>その他決壊した場合に、人的被害を及ぼすおそれ大きいと認められるもの</li></ul>

(注) 特措法施行令及び特措法施行規則に基づき、当省が作成した。

なお、「防災重点農業用ため池の指定等について」（令和 2 年 10 月 1 日付け 2 農振第 1844 号防災課長通知）によると、ため池防災支援システ

<sup>1</sup> 「防災重点農業用ため池の指定等について」（令和 2 年 10 月 1 日付け 2 農振第 1844 号防災課長通知）において、特措法施行令各号に規定する防災重点農業用ため池の指定要件と、農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（令和元年政令第 22 号）第 1 条各号に規定する特定農業用ため池（決壊した場合の浸水区域内に住宅等があり、居住者等の避難が困難となるおそれのあるため池）の指定要件は同じものであるとされている。

このため、国又は地方公共団体が所有するものを除くため池について、防災重点農業用ため池の指定を行うに当たっては、あらかじめ又は同時に管理保全法第 7 条第 1 項に規定される特定農業用ため池にも指定することとされている。

なお、国又は地方公共団体が所有するため池は、管理保全法第 4 条第 3 項及び第 4 項に規定されるものを除き、管理保全法の対象から除かれている（管理保全法第 4 条第 1 項）ため、防災重点農業用ため池に指定される場合でも、特定農業用ため池には指定されない。

ム<sup>2</sup>等を用いた氾濫解析<sup>3</sup>を基に当該ため池に係る浸水想定区域図を作成し、影響範囲（決壊に伴う流水により歩行が不可能となる範囲<sup>4</sup>）に住宅等が存在しないことを確認することにより、当該浸水でその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないことが明らかとなった場合は、当該ため池を防災重点農業用ため池に指定しないこと又は防災重点農業用ため池の指定を解除することができる<sup>5</sup>とされている。

令和5年3月末現在、防災重点農業用ため池は、全国に5万3,399か所<sup>5</sup>指定されている。

## イ 調査結果

今回、調査対象<sup>6</sup>とした11都道府県の66市町村において、防災重点農業用ため池に指定されていないため池の中から、貯水量や周辺の住宅の立地状況等を踏まえ、1市町村当たり10か所の計660か所のため池を抽出し、防災重点農業用ため池に指定する必要があるか確認した。

11都道府県63市町村では、抽出した630か所のため池について、法令で規定された指定要件を踏まえ、指定の要否が判断されていた。

一方、2都道府県3市町村では、抽出した30か所のため池のうち17か所のため池については、同指定要件を踏まえ、指定の要否が判断されていたが、残りの13か所のため池については、次表のとおり、防災重点農業用ため池の指定の要否が十分検討されていなかった。

なお、当該13か所のため池はいずれも、当省の調査を契機として、防災重点農業用ため池として指定されるなど、必要な対応が進められている。

表1-(1)-② 防災重点農業用ため池の指定の要否が十分検討されていなかった事例

No.	事例の内容
1	<p>2市町村において、浸水想定区域内に住宅と思われるものがあつたが、</p> <p>i) 平時は低水位管理により貯水量が減らされているなどの理由から当該ため池の危険性は低いと判断されたもの（1市町村3か所のため池）や、</p> <p>ii) 特措法の施行に際し、防災重点農業用ため池の指定の検討が行われた結果、ため池に水がなかったことから危険性はないと判断されたもの（1市町村1か所のため池）があり、これらは市町村から都道府県に指定の依頼が行われていなかった。</p> <p>本件について、農林水産省は、貯水機能を有しているため池であれば、水がない、あるいは低水位管理を行うため池であっても、貯水率100%時</p>

<sup>2</sup> 平成30年度に国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構等が開発したシステム。ため池が決壊した場合の氾濫域を算定し、地図上に表示することが可能

<sup>3</sup> ため池決壊時の浸水想定区域をシミュレーションすること。

<sup>4</sup> 水深0.5m以上かつ流速1.0m/s以上又は水深1.0m以上かつ流速0.5m/s以上となることが想定される範囲をいう。

<sup>5</sup> 調査対象とした11都道府県においては、防災重点農業用ため池として3万3,030か所が指定されている。

<sup>6</sup> 都道府県については、管内で指定されている防災重点農業用ため池数が多い都道府県を基本に、近年の豪雨等によるため池の決壊、損傷の状況を加味しつつ11都道府県を選定した。また、市町村については、当該11都道府県内の防災重点農業用ため池を一定数有する全市町村に対して防災工事の実施状況やため池ハザードマップの作成状況等について先行的に調査を実施し、その結果を踏まえ、1都道府県当たり6市町村を選定した。

	<p>の容量が指定要件を満たすか否かを確認の上、満たす場合は防災重点農業用ため池に指定することが適切であるとしている。</p> <p>また、農林水産省は、低水位管理等を行っても貯水量は縮小されず、防災重点農業用ため池の指定の判断に特段影響しないことから、その取扱いについて特に周知はしていなかったが、当省の調査を契機に、都道府県に対して、低水位管理等を行うため池であっても指定要件を満たすものは、防災重点農業用ため池に指定することが適切である旨を周知した。</p> <p>その後、i) については、防災重点農業用ため池として指定されている。</p> <p>ii) については、市町村職員が現地を確認したところ、貯水はない状況にあることから、市町村担当課は廃止の意向を有しており、今後、更なる詳細な現地確認を行い、関係課や地元町内会等との協議を踏まえて手続を進めたいとしており、都道府県も引き続きその状況を注視するとしている。</p>
2	<p>浸水想定区域内に住宅と思われるものがあるにもかかわらず、当該ため池を防災重点農業用ため池に指定すべきか十分に検討されていなかったものがみられた（1市町村1か所のため池）。</p> <p>当該市町村では、これまで指定されていなかった経緯等は不明であるとしている。</p> <p>その後、当該ため池については、指定要件に該当することが確認され、防災重点農業用ため池として指定されている。</p>
3	<p>ため池周辺に住宅と思われるものが確認されているものの、浸水想定区域図が未作成で指定の検討がされていないものがみられた（1市町村8か所のため池）。</p> <p>当該ため池は、令和元年7月の管理保全法による届出制度<sup>7</sup>発足当初には届出がなされておらず、3年10月になって初めてため池データベース<sup>8</sup>に登録された。</p> <p>都道府県が市町村に対し、指定の必要性についての意見を求めたところ、浸水想定区域図は未作成の状況にあったことから、市町村は当該ため池の管理者である土地改良区<sup>9</sup>に対し浸水想定区域図の作成を依頼したものの、農繁期であることを理由にすぐには作成できないと言われたため、防災重点農業用ため池の指定の必要性を検討できない状況であることが判明した。</p> <p>当該ため池の中で最も大きいものは貯水量が1万2千m<sup>3</sup>あり、ため池周辺には住宅と思われるものが複数確認されていることから、市町村の担当者は、当省の指摘を契機に浸水想定区域図の作成を行い、都道府県とも調整しながら、防災重点農業用ため池の指定に係る手続を進めているとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

<sup>7</sup> ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の所有者（管理保全法施行前に存在したため池については、所有者及び管理者）は、管理保全法第4条及び管理保全法附則に基づき、ため池を設置したときは、遅滞なく、ため池の名称、所在地等の事項を都道府県知事に届け出なければならないとされている。

<sup>8</sup> 管理保全法第4条第3項の規定に基づき、ため池の名称、所在地等の事項を記録するデータベース

<sup>9</sup> 土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定に基づき都道府県知事の認可により設立される公法人であり、土地改良事業による農業水利施設や農地の整備、整備された施設の維持管理などを行う。

このように、本来指定されるべきため池が指定されていない状況は、指定の趣旨・考え方についての地方公共団体の理解が不十分であることや、住宅等の有無の確認が不十分であることなどが原因と思われ、今回調査対象としていない都道府県においても起こり得ると考える。

この点、調査した都道府県の中には、指定の必要性を確認するために、市町村に対し、定期的のため池周辺の住宅等の有無について確認を求めることは、市町村の事務負担が大きいため、定期的な報告を求めるのではなく、追加指定候補を随時報告させている都道府県がみられた。

これに対し、浸水想定区域内の状況の変化など管内の防災重点農業用ため池に関する情報をできるだけ正確に把握・更新するために、市町村に定期的に追加指定候補の報告を求めている都道府県がみられた。

定期的な報告を求めている都道府県の中には、次表のとおり、都道府県において追加指定候補のため池について氾濫解析業務を一括発注することで、市町村の事務負担の軽減にも配慮して支援を図りつつ、追加指定候補の把握に努めている事例がみられた。

表 1-(1)-③ 防災重点農業用ため池の追加指定を行うために、市町に支援を行いつつ、毎年度照会を行っている事例（兵庫県）

事例の内容	
<p>兵庫県では、追加指定を行うことは定例の事務であることを市町に周知するため、防災重点農業用ため池の追加指定に係る照会を毎年度行っており、指定すべきものを把握するよう努めている。</p> <p>また、同県では、管内市町の追加指定候補のため池について氾濫解析業務を県で一括して実施することで、市町の事務負担の軽減を図っている。</p> <p>令和 4 年度における追加指定に至るまでの手続の流れ（想定スケジュール）は、次表のとおりである。</p>	
表 1-(1)-③-ア 追加指定に至るまでの手続の流れ（想定スケジュール）	
実施時期	実施主体及び内容
随時	<p>① 市町は、管理保全法第 4 条に基づくため池の管理者届や廃止届、管理者からの申出、現地パトロール等から追加指定候補のため池の情報を把握</p> <p>② 市町は、現地調査や航空写真等で指定要件に該当するか確認し、県事務所に相談</p>
5 月	<p>③ 県庁は、追加指定の判断に必要な氾濫解析業務を一括して実施するため、氾濫解析の要望量調査（氾濫解析が必要なため池数を把握する調査）を実施</p> <p>④ 県事務所は、管内市町に対して上記の要望量を調査し、内容確認、取りまとめを行い、県庁に回答</p>
6 月	<p>⑤ 県庁は、要望量調査の結果を精査し、氾濫解析業務を開始</p>

7月下旬	⑥ 県庁は、氾濫解析結果を基に浸水想定区域を確認し、指定要件の有無を判定 ⑦ 県庁は判定結果を、県事務所を通じて市町に報告
8月下旬	⑧ 市町は、指定要件に該当すると思われるため池について、県事務所を通じて県庁に提出（県では、上記で氾濫解析を行ったため池だけでなく、ため池の周辺事情が変化し得ることを考慮し、過去に氾濫解析がなされているものも含めて受付）
9月上旬	⑨ 県庁は、追加指定について市町に協議するため、県事務所を通じ、市町に意見聴取
9月中旬	⑩ 市町は、追加指定に係る意見の回答を、県事務所を通じ、県庁に回答
9月下旬	⑪ 県庁は、追加指定を確定、告示、県ホームページにて公表

県では、令和2年10月に5,972か所のため池を指定した後、3年度も同様の手続に基づき追加指定をしており、3年度及び4年度の追加指定の実績をみると、次表のとおりである。

表 1-(1)-③-イ 追加指定の実績

年度	市町からの 指定候補報告 件数 (A)	指定要件に 該当しないと判断した 件数 (B)	指定件数 (A-B)	指定年月日
令和3年度	86	22	64	令和3年9月30日
4年度	95	36	59	令和4年10月31日

県は、過去に氾濫解析結果を基に浸水想定区域を確認し、指定要件に該当しないと判断したため池であっても、その後、当該ため池の浸水想定区域内で宅地開発が行われるなど、市町がため池周辺の状況変化について把握したことを契機として、指定候補としての報告を受け、指定に至ったものがあるとしている。

このように、県では、今後も市町から追加指定の可能性のあるため池が報告された場合は、氾濫解析などの支援を行いつつ、市町と十分な協議の上、必要な追加指定を行っていくとしている。

(注) 当省の調査結果による。

## ウ まとめ

前述イのとおり、指定の趣旨・考え方についての地方公共団体の理解や住宅等の有無の確認が不十分であることが原因と思われる、指定の検討が不十分な事例がみられたことから、各地方公共団体においては、引き続き、必要な確認を行うことが求められる。また、時代の変化とともに

に、農地であった所で宅地開発が行われ新興住宅街が出現する場合や、当初の住人が引っ越した等により空き家となる場合があるなど、事後的に周辺事情が変化し得るものであるため、その変化に柔軟に対応し、指定漏れを確認し、追加指定の検討を行うことが重要ではないかと考えられる。

**【当省の意見】**

したがって、農林水産省は、地方公共団体に対して、当省の調査で明らかになった事例を参考にして、指定の趣旨・考え方を改めて周知するとともに、ため池の周辺事情は常に変化し得るものであることを前提として、指定すべきため池が漏れていないか確認し、検討を行うよう促すこと。

## (2) 劣化状況評価等の実施状況

### ア 劣化状況評価等の進捗状況

#### (7) 制度の概要等

特措法第2条第4項の規定において、劣化状況評価とは、防災工事の必要性についての判断に資するために行う劣化によるため池の決壊の危険性の評価であるとされている。

また、特措法第2条第5項の規定において、地震・豪雨耐性評価とは、防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震又は豪雨によるため池の決壊の危険性の評価であるとされている。

特措法による定義は、上記のとおりであるが、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価（以下「劣化状況評価等」という。）の具体的な実施方法等は、「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き」（令和3年3月農林水産省農村振興局整備部防災課）において、次表のとおり整理されている。

表1-(2)-① 劣化状況評価等の実施方法等

各評価の概要	
① 劣化状況評価	堤体内部の損傷、洪水吐き等のコンクリート構造物のひび割れ等の変状を計測、目視、管理者への聞き取り等により把握し、劣化によるため池の決壊の危険性を評価するもの
② 地震耐性評価	ため池及びその周辺の地質状況等をボーリング調査等により把握するとともに、ため池決壊時の下流への影響を考慮した重要度区分に応じて、堤体及び基礎地盤が所要の耐震性能を有しているか照査し、地震によるため池の決壊の危険性を評価するもの
③ 豪雨耐性評価	ため池上流の流域の地形、土地利用状況、降雨データ等を踏まえ設計洪水流量 <sup>10</sup> を決定した上で、ため池貯水池の設計洪水位に対する堤体、洪水吐きの流下断面等の水理性能（水の流速、流量等に対する流下能力）を照査し、豪雨によるため池の決壊の危険性を評価するもの

(注) 「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き」に基づき、当省が作成した。なお、ため池は、水をためる「堤体」（頂上部を「堤頂」）、洪水を安全に流下させるための「洪水吐き」、かんがい用水を取り入れるための「取水施設」などから構成されている（資料1及び資料3参照）。

特措法第5条第1項の規定において、都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、防災工事等基本指針に基づき、防災工事等推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるとされている。また、特措法第5条第2項の規定において、推進計画には、劣化状況評価の実施に関する事項や地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項、防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項などを定めるものとされている。市町村との役割分担及び連携に

<sup>10</sup> 設計洪水流量は、ため池の改修に当たって、洪水吐き等の施設構造の設計上考慮される最大の洪水流量であり、確率的に200年に1回起こると推定される200年確率洪水流量等を考慮することとされている。また、設計洪水位とは、設計洪水流量の流水が洪水吐きを流下するときの堤体直上流（堤体の上流側）における最高水位をいう。

関する事項については、防災工事等基本指針において、各評価の実施主体に係る基本的な考え方等を、都道府県及び市町村の間であらかじめ調整し、推進計画にその役割分担を位置付けることが重要であるとされている。推進計画を定めようとするときは、特措法第5条第3項の規定において、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村長に協議しなければならないとされている。

劣化状況評価は、防災工事等基本指針において、廃止予定のものを除く全ての防災重点農業用ため池に対して実施することとされている。

他方、地震・豪雨耐性評価は、防災工事等基本指針において、廃止予定のものを除く防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度を踏まえて実施することで、必要な防災工事を集中的かつ計画的に実施する必要があるとされている。これについて、「「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）の施行に当たっての共有事項」（令和2年10月1日付け事務連絡）にある「3 ため池工事特措法に関するQ&A集（一問一答）」（以下「Q&A集」という。）では、地震・豪雨耐性評価は全ての防災重点農業用ため池において必要なものであるが、評価には一定の期間と経費が必要であり、全ての評価を特措法の有効期間内に完了させることは困難であることから、地域の実情、これまでの防災工事等の実績、既に設定されている決壊した場合の影響度等を踏まえ、都道府県として特措法の有効期間内に評価すべき防災重点農業用ため池を選定する必要があるとされている。

なお、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第5条に規定する防災工事等推進計画の策定等について」（令和2年10月1日付け2農振第1843号農村振興局長通知。以下「推進計画の策定等について」という。）では、特措法の有効期間内に劣化状況評価等の実施を予定する防災重点農業用ため池の箇所数等を実施目標として推進計画に記載することとされており、推進計画における目標ため池数は、Q&A集によると、事業着手数で整理することとされている<sup>11</sup>。

また、劣化状況評価等の実施に当たっては、Q&A集において、次のような考え方が示されている。

- a 近年、劣化状況評価を実施したため池については、劣化状況評価実施済として取り扱うが、その後の定期点検又は経過観察において劣化の進行が確認された場合、改めて劣化状況評価の実施を検討すること。
- b 過去に近代的基準に基づき施工されたため池は、評価時点の技術水準で評価されているため、改めて現行設計基準に基づいた評価は不要であること。

<sup>11</sup> 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価及び防災工事のいずれも同様である。

- c 劣化状況評価で防災工事が必要と判定され、全面改修の設計の中で地震や豪雨に対する耐性が確保されるのであれば、その設計が地震・豪雨耐性評価の代替になること。

なお、劣化状況評価等は、国庫補助事業（農村地域防災減災事業（定額(10/10)））で実施可能とされている。

#### (4) 調査結果

今回、調査対象とした11都道府県における全ての防災重点農業用ため池3万3,232か所<sup>12</sup>のうち、廃止予定のものを除く3万2,494か所について、令和4年度末時点の劣化状況評価等の進捗状況を確認した。

##### a 劣化状況評価

11都道府県はいずれも、次表のとおり、令和12年度までに全ての防災重点農業用ため池の評価に着手予定としている。着手予定の防災重点農業用ため池3万2,494か所のうち、2万2,060か所(67.9%)のため池で劣化状況評価に着手済みであり、1万9,242か所(59.2%)のため池で同評価を完了している。地域によって、特措法の施行以前から実施している評価で、劣化状況評価とみなすことのできる評価の実施状況が異なるなどの理由により較差はみられるものの、一定の進捗がみられた。

---

<sup>12</sup> 令和5年12月末時点で作成されていた最新の推進計画による。

表 1-(2)-② 調査対象 11 都道府県における劣化状況評価の進捗状況

都道府県	防 災 重 点 農 業 用 た め 池 数	うち令和 12 年度までの 着手予定数（防災 重点農業用ため池数 に対する割合）		うち令和 4 年度末時点 における評価着手数 （着手予定数に対す る割合）		うち令和 4 年度末時点 における評価完了数 （着手予定数に対す る割合）	
		A	B (B/A)	C (C/B)	D (D/B)		
宮城県	482	482 (100.0%)	450 (93.4%)	280 (58.1%)			
福島県	1,392	1,392 (100.0%)	1,149 (82.5%)	942 (67.7%)			
大阪府	2,481	2,481 (100.0%)	2,481 (100.0%)	2,481 (100.0%)			
兵庫県	5,940	5,940 (100.0%)	5,647 (95.1%)	5,647 (95.1%)			
和歌山県	1,886	1,886 (100.0%)	1,317 (69.8%)	1,096 (58.1%)			
岡山県	4,007	4,007 (100.0%)	1,562 (39.0%)	1,562 (39.0%)			
広島県	6,647	6,647 (100.0%)	4,814 (72.4%)	2,639 (39.7%)			
香川県	3,042	3,042 (100.0%)	1,676 (55.1%)	1,676 (55.1%)			
愛媛県	1,755	1,755 (100.0%)	1,167 (66.5%)	1,167 (66.5%)			
福岡県	3,472	3,472 (100.0%)	1,541 (44.4%)	1,541 (44.4%)			
佐賀県	1,390	1,390 (100.0%)	256 (18.4%)	211 (15.2%)			
合計	32,494	32,494 (100.0%)	22,060 (67.9%)	19,242 (59.2%)			

(注)1 当省の調査結果による。

- 2 「防災重点農業用ため池数」は、令和 5 年 12 月末時点における最新の推進計画に記載された防災重点農業用ため池数から廃止予定のものを除いた数である。
- 3 「うち令和 12 年度までの着手予定数」は令和 5 年 12 月末時点における最新の推進計画で定められた特措法の有効期間中の実施目標数に、特措法施行以前に評価を実施した数を加えたものである。  
なお、上記の推進計画で定められた特措法の有効期間中の実施目標数については、「推進計画の策定等について」において推進計画を変更する場合、変更する年度以降の実施目標を記載することとされ、当該年度より前の実施数は除かれていることから、都道府県に推進計画の変更状況等を聴取した上で、特措法の有効期間全体（令和 3～12 年度）で実施する目標数に補正している。
- 4 「うち令和 4 年度末時点における評価着手数」及び「うち令和 4 年度末時点における評価完了数」には、特措法の施行以前に評価に着手及び完了したため池の数を含めている。
- 5 「うち令和 12 年度までの着手予定数（防災重点農業用ため池数に対する割合）」、「うち令和 4 年度末時点における評価着手数（着手予定数に対する割合）」及び「うち令和 4 年度末時点における評価完了数（着手予定数に対する割合）」における括弧内の数字は小数第二位を四捨五入している。
- 6 実施主体が市町村となっているものも計上している。

## b 地震耐性評価

11 都道府県が令和 12 年度までに地震耐性評価に着手予定とする 1 万 6 か所の防災重点農業用ため池のうち、次表のとおり、5,632 か所（56.3%）のため池で地震耐性評価に着手済みであり、5,298 か所（52.9%）のため池で同評価を完了している。地域によって、特措法の施行以前から実施している評価で、地震耐性評価とみなすことのできる評価の実施状況が異なるなどの理由により較差はみられるものの、おおむね着手予定数に対して一定の進捗がみられた。

他方、全ての防災重点農業用ため池 3 万 2,494 か所からみると、特措法の有効期間内に評価に着手予定としているのは約 3 割であった。

特措法の有効期間後に着手予定の防災重点農業用ため池がある 8 都道府県では、全ての防災重点農業用ため池の評価の着手にはまだ時間を要するが、その理由について、i) 地震耐性評価を実施でき

る専門業者や機材の量にも限りがあること、ii) 他の評価と比較すると、地震耐性評価にはボーリング調査が必要となり、その実施に時間を要すること、iii) 他の評価で防災工事が必要と判断されたため池については、工事設計時に併せて地震耐性評価を実施しているため現時点では評価の対象数が見通せないことなどとしている。

表 1-(2)-③ 調査対象 11 都道府県における地震耐性評価の進捗状況

都道府県	防 災 重 点 農 業 用 た め 池 数 A	うち令和 12 年度までの 着手予定数 (防災重点 農業用ため池数に対す る割合)		うち令和 4 年度末時 点における評価着手 数 (着手予定数に対 する割合)		うち令和 4 年度末時 点における評価完了数 (着手予定数に対す る割合)	
		B	(B/A)	C	(C/B)	D	(D/B)
宮城県	482	482	(100.0%)	401	(83.2%)	248	(51.5%)
福島県	1,392	1,392	(100.0%)	1,082	(77.7%)	1,046	(75.1%)
大阪府	2,481	764	(30.8%)	539	(70.5%)	539	(70.5%)
兵庫県	5,940	738	(12.4%)	589	(79.8%)	589	(79.8%)
和歌山県	1,886	1,886	(100.0%)	200	(10.6%)	184	(9.8%)
岡山県	4,007	405	(10.1%)	308	(76.0%)	304	(75.1%)
広島県	6,647	669	(10.1%)	252	(37.7%)	152	(22.7%)
香川県	3,042	1,025	(33.7%)	761	(74.2%)	761	(74.2%)
愛媛県	1,755	624	(35.6%)	486	(77.9%)	480	(76.9%)
福岡県	3,472	1,449	(41.7%)	774	(53.4%)	774	(53.4%)
佐賀県	1,390	572	(41.2%)	240	(42.0%)	221	(38.6%)
合計	32,494	10,006	(30.8%)	5,632	(56.3%)	5,298	(52.9%)

(注)1 当省の調査結果による。

2 「防災重点農業用ため池数」は、令和 5 年 12 月末時点における最新の推進計画に記載された防災重点農業用ため池数から廃止予定のものを除いた数である。

3 「うち令和 12 年度までの着手予定数」は令和 5 年 12 月末時点における最新の推進計画で定められた特措法の有効期間中の実施目標数に、特措法施行以前に評価を実施した数を加えたものである。

なお、上記の推進計画で定められた特措法の有効期間中の実施目標数については、「推進計画の策定等について」において推進計画を変更する場合、変更する年度以降の実施目標を記載することとされ、当該年度より前の実施数は除かれていることから、都道府県に推進計画の変更状況等を聴取した上で、特措法の有効期間全体 (令和 3～12 年度) で実施する目標数に補正している。

4 「うち令和 4 年度末時点における評価着手数」及び「うち令和 4 年度末時点における評価完了数」には、特措法の施行以前に評価に着手及び完了したため池の数を含めている。

5 「うち令和 12 年度までの着手予定数 (防災重点農業用ため池数に対する割合)」、「うち令和 4 年度末時点における評価着手数 (着手予定数に対する割合)」及び「うち令和 4 年度末時点における評価完了数 (着手予定数に対する割合)」における括弧内の数字は小数第二位を四捨五入している。

6 実施主体が市町村となっているものも計上している。

### c 豪雨耐性評価

11 都道府県が令和 12 年度までに豪雨耐性評価に着手予定とする 2 万 6,806 か所の防災重点農業用ため池のうち、次表のとおり、1 万 9,786 か所 (73.8%) のため池で豪雨耐性評価に着手済みであり、1 万 7,327 か所 (64.6%) のため池で同評価を完了している。地域によって、特措法の施行以前から実施している評価で、豪雨耐性評価とみなすことのできる評価の実施状況が異なることなどの理由により

較差はみられるものの、おおむね着手予定数に対して一定の進捗がみられた。

他方、全ての防災重点農業用ため池 3 万 2,494 か所からみると、特措法の有効期間内に評価に着手予定としているのは約 8 割であった。

特措法の有効期間後に着手予定の防災重点農業用ため池がある 4 都道府県では、全ての防災重点農業用ため池の評価の着手にはまだ時間を要するが、その理由について、i) 豪雨耐性評価を実施できる専門業者に限りがあること、ii) 他の評価で防災工事が必要と判断されたため池については、工事設計時に併せて豪雨耐性評価を実施するとしているので現時点では評価の対象数が見通せないことなどとしている。

表 1-(2)-④ 調査対象 11 都道府県における豪雨耐性評価の進捗状況

都道府県	防 災 重 点 農 業 用 ため 池 数 A	うち令和 12 年度までの 着手予定数（防災重点 農業用ため池数に対する 割合）		うち令和 4 年度末時 点における評価着手 数（着手予定数に対 する割合）		うち令和 4 年度末時 点における評価完了数 （着手予定数に対 する割合）	
		B	(B/A)	C	(C/B)	D	(D/B)
宮城県	482	482	(100.0%)	401	(83.2%)	254	(52.7%)
福島県	1,392	1,392	(100.0%)	1,142	(82.0%)	934	(67.1%)
大阪府	2,481	2,481	(100.0%)	2,271	(91.5%)	2,271	(91.5%)
兵庫県	5,940	5,940	(100.0%)	5,647	(95.1%)	5,647	(95.1%)
和歌山県	1,886	1,886	(100.0%)	1,306	(69.2%)	1,093	(58.0%)
岡山県	4,007	4,007	(100.0%)	1,560	(38.9%)	1,560	(38.9%)
広島県	6,647	6,647	(100.0%)	4,388	(66.0%)	2,541	(38.2%)
香川県	3,042	1,025	(33.7%)	756	(73.8%)	756	(73.8%)
愛媛県	1,755	938	(53.4%)	799	(85.2%)	790	(84.2%)
福岡県	3,472	1,449	(41.7%)	1,300	(89.7%)	1,300	(89.7%)
佐賀県	1,390	559	(40.2%)	216	(38.6%)	181	(32.4%)
合計	32,494	26,806	(82.5%)	19,786	(73.8%)	17,327	(64.6%)

(注)1 当省の調査結果による。

2 「防災重点農業用ため池数」は、令和 5 年 12 月末時点における最新の推進計画に記載された防災重点農業用ため池数から廃止予定のものを除いた数である。

3 「うち令和 12 年度までの着手予定数」は令和 5 年 12 月末時点における最新の推進計画で定められた特措法の有効期間中の実施目標数に、特措法施行以前に評価を実施した数を加えたものである。

なお、上記の推進計画で定められた特措法の有効期間中の実施目標数については、「推進計画の策定等について」において推進計画を変更する場合、変更する年度以降の実施目標を記載することとされ、当該年度より前の実施数は除かれていることから、都道府県に推進計画の変更状況等を聴取した上で、特措法の有効期間全体（令和 3～12 年度）で実施する目標数に補正している。

4 「うち令和 4 年度末時点における評価着手数」及び「うち令和 4 年度末時点における評価完了数」には、特措法の施行以前に評価に着手及び完了したため池の数を含めている。

5 「うち令和 12 年度までの着手予定数（防災重点農業用ため池数に対する割合）」、「うち令和 4 年度末時点における評価着手数（着手予定数に対する割合）」及び「うち令和 4 年度末時点における評価完了数（着手予定数に対する割合）」における括弧内の数字は小数第二位を四捨五入している。

6 実施主体が市町村となっているものも計上している。

## イ 住民に対する評価情報等の公表状況

### (7) 制度の概要等

管理保全法第4条第3項の規定に基づき、都道府県知事は、管理保全法第4条第1項に規定された事項を記録するため池データベースを整備するとともに、次表のとおり、当該データベースに記録された事項のうち、法令で定められた事項をインターネットの利用その他の方法により公表することとされている。

表 1-(2)-⑤ ため池データベースに記録された事項のうち、法令に基づき公表することとされている事項

内容	根拠法令
① ため池の名称及び所在地	管理保全法第4条第3項
② ため池の所有者等の名称	・ 管理保全法第4条第3項 ・ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則（令和元年農林水産省令第9号）第6条
③ ため池の基礎地盤から堤頂までの高さ及び堤頂の長さ並びに貯水する容量	
④ 管理保全法第4条第1項の規定によるため池の所有者から届け出られた届出の年月日（当該届出がされていないときは、その旨）	
⑤ 管理保全法第7条第1項の規定による指定を受けているときは、当該指定の年月日	

(注) 管理保全法第4条第3項及び農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則第6条に基づき、本省が作成した。

また、農林水産省では、ため池周辺の住民に周知し、災害時の避難行動につなげる観点から、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律の運用について」（令和元年7月1日付け元農振第872号農村振興局長通知（令和5年3月31日一部改正））に基づき、管理保全法第4条第1項に規定された事項以外の詳細なため池諸元に関する情報や各種対策の実施状況に関する情報についてもため池データベースに登録することとしている<sup>13</sup>。

### (4) 調査結果

前述アのとおり、特措法の有効期間後に地震・豪雨耐性評価に着手予定の防災重点農業用ため池がある都道府県がみられ、全ての防災重点農業用ため池の評価（ひいては必要な防災工事の実施）にはまだ時間を要する状況の中では、防災対策の現状を周辺住民等が認識し、災害に対する備えを進めておくことが重要であると考えられることから、次のとおり、都道府県における住民に対する劣化状況評価等の実施状況や評価結果、防災工事の実施状況等の情報の公表状況を確認した。

<sup>13</sup> 「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」（令和元年6月策定。農林水産省農村振興局（令和5年3月31日一部改正））においても、詳細なため池諸元に関する情報や各種対策の実施状況に関する情報（資料4参照）については、ため池対策に有効な情報となることから、都道府県において補助事業を活用しつつ必要な調査を行い、引き続き、データベースに登録していくものとされている。

今回、調査対象とした11都道府県において、ため池データベースに記録された事項の都道府県ホームページでの公表状況を見ると、3都道府県（大阪府、広島県及び福岡県）では、法令で規定された事項のみを公表していたが、8都道府県（宮城県、福島県、和歌山県、兵庫県、岡山県、香川県、愛媛県及び佐賀県）では、法令で規定された事項以外に、各都道府県による判断に基づき、防災重点農業用ため池の指定の有無<sup>14</sup>などの情報を追加して公表していた。

他方で、ため池データベースに記録された事項を活用して評価の結果等を公表している都道府県はみられなかった。

そこで、調査した都道府県に対し、ため池データベースに記録された事項を活用して評価の結果等を公表する場合、どのような懸念があるか尋ねたところ、以下のような意見がみられた。

表 1-(2)-⑥ 今後、ため池データベースに記録された事項を活用して評価の結果等を公表するに当たっての懸念

No.	意見の内容
1	例えば、ため池データベースに記録された事項を用いて評価結果に基づく対策の必要性の有無を住民に公表しても、住民に分かりやすかつ正確に危険性を伝えるのは困難であると思われるので、どのような内容を公表すればよいかは悩ましい。
2	ため池が災害時に決壊するのではないかと不安を抱えている住民や、ため池が迷惑施設と住民から思われていないかと不安を抱えている所有者及び管理者が存在する。 このような中、個別のため池の評価の結果等を公表する場合、ため池の所有者及び管理者への説明、更には周辺住民への説明を経た上でなければ、上記のような不安をあおることになりかねない。 しかし、これら関係者に丁寧な説明を行おうとすれば関係市町村の協力も不可欠であり、相応の労力を要する。

(注) 当省の調査結果による。

一方で、都道府県の中には、次表のとおり、ため池データベースに記録された事項の活用とは異なるが、防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の結果等を独自に取りまとめて、住民に対して公表している事例がみられた。

<sup>14</sup> 「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」においては、防災重点農業用ため池の選定の有無についても、参考として公表することとされている。

表 1-(2)-⑦ 防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の結果等を独自に取りまとめて、住民に対して公表している事例（広島県）

事例の内容
<p>広島県では、平成 30 年 7 月豪雨災害を契機に、県民のため池の安全に関する関心が高まっていることを受け、ため池ごとの浸水想定区域をホームページに掲載した上で、各ため池の劣化状況評価等の結果について、健全度を 3 段階（A：健全度が高い、B：健全度がやや低い、C：健全度が低い）に区分して公表するとともに、診断結果に応じた住民の取るべき行動を示し、災害時の自主避難などを促している（資料 5 参照）。</p>

(注) 当省の調査結果による。

## ウ まとめ

前述アのとおり、令和 4 年度末時点におけるため池の劣化状況評価等の状況をみると、各都道府県が特措法の有効期間内である 12 年度までに予定する各評価の着手予定数に対して、おおむね一定の進捗がみられた。

他方で、特措法の有効期間後に地震・豪雨耐性評価に着手予定のため池もみられるため、令和 12 年度以降も引き続き地震・豪雨耐性評価を実施し、必要とされる防災工事を適切に実施していくことが求められるが、リソースの制約等により、全ての防災重点農業用ため池の評価（ひいては必要な防災工事の実施）にはまだ時間を要する状況であり、多くの都道府県では、防災工事の着手の見通しも立てづらい状況にある（詳細は後述する項目 1-(3) 参照）。令和 2 年 10 月に特措法が施行されたが、附則<sup>15</sup>において、防災工事や評価の推進の在り方については、法施行後 5 年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする旨が規定されている。今回の調査結果を踏まえ、農林水産省において、地域における実情等も把握し、評価や防災工事を推進させるための方策について具体的な検討を進めることが期待される。

また、前述イのとおり、劣化状況評価等の結果等を公表している都道府県は一部にとどまっているが、全ての防災重点農業用ため池の評価や必要な防災工事の実施にはまだ時間を要する状況の下にある。そこで、浸水想定区域図やため池ハザードマップなど現在公開されている情報と、新たに公開する劣化状況評価等の結果等の情報をホームページ上でリンクさせることなどにより住民に伝えることで、個々のため池に対する危機意識を高め、防災工事完了までの間の避難行動の判断にも役立ち得るのではないかと考える。

住民に対して公表すべき情報については、まずは、地方公共団体において評価や防災工事の進捗状況に応じて検討されるべきものではあるが、農林水産省においても、こういった情報をどのような形で住民に分かりやすく伝えていくべきか、検討を行うことが求められる。

<sup>15</sup> 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進の在り方については、この法律の施行後 5 年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。（特措法附則第 3 条）

**【当省の意見】**

したがって、農林水産省は、防災重点農業用ため池の評価の結果等について、ため池データベースやため池ハザードマップを活用した公表など災害時における住民の避難行動につなげるための公表の在り方についても検討すること。

### (3) 防災工事の実施状況

#### ア 防災工事の進捗状況

##### (7) 制度の概要等

特措法第5条第2項の規定において、都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、防災工事等基本指針に基づき、推進計画に防災工事の実施に関する事項や、実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項などを定めることとされている。市町村との役割分担及び連携に関する事項については、防災工事等基本指針において防災工事の実施主体に係る基本的な考え方等を、都道府県及び市町村の間であらかじめ調整し、推進計画にその役割分担を位置付けることが重要であるとされている。

なお、特措法第5条第3項の規定において、都道府県知事は、推進計画を定める場合は、あらかじめ関係市町村長に協議しなければならないとされている。

また、防災工事等基本指針においては、劣化状況評価等の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、優先度を明らかにした上で、特措法の有効期間内に必要な防災工事を実施することを目標とするとされている。「推進計画の策定等について」では、推進計画に、特措法の有効期間内に防災工事を予定する防災重点農業用ため池の箇所数等を実施目標として記載することとされている。

さらに、農林水産省は、過年度（特措法施行以前も含む。）に、劣化の解消及び地震・豪雨耐性を有するための工事が行われているのであれば、防災工事は実施済と判断することとしている。

なお、農林水産省では、防災工事の国庫補助事業を、次表のとおり用意している。

表 1-(3)-① 防災工事の国庫補助事業の内容

補助事業名	補助対象	補助率	主な補助要件
農村地域防災減災事業	防災工事	50%等	総事業費 800 万円以上、 受益面積 2ha 以上 等
農業水路等長寿命化・防災減災事業	防災工事	50%等	総事業費 200 万円以上、 受益者数 2 者以上 等
	廃止工事	定額	想定被害額 500 万円以上 等

(注)1 「ため池の防災・減災対策に活用可能な補助事業」（令和5年4月農林水産省農林振興局）による。

2 防災工事とは、特措法第2条第3項において、ため池の決壊を防止するために施行する工事（ため池を廃止するために施行する工事を含む。）とされているが、本表においては、防災重点農業用ため池を廃止するために施行する工事を「廃止工事」とし、「廃止工事」以外の改修工事を「防災工事」として用語を整理している。

##### (イ) 調査結果

今回、調査対象とした11都道府県において、令和4年度末時点で劣化状況評価等の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農

業用ため池 1 万 89 か所のうち、都道府県が特措法の有効期間内である 12 年度までに防災工事に着手予定とする 2,380 か所について、4 年度末時点の防災工事の進捗状況をみると、次表のとおり、1,024 か所（43.0%）のため池で防災工事に着手済みであり、うち 622 か所（26.1%）のため池で防災工事を完了している。地域によって、特措法の施行以前から実施している工事で、防災工事とみなすことのできる工事の実施状況が異なるなどの理由により都道府県ごとの較差はみられるものの、おおむね着手予定数に対し一定の進捗がみられた<sup>16</sup>。

他方で、令和 4 年度末時点において防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池 1 万 89 か所からみると、特措法の有効期間内に防災工事に着手予定としているのは約 2 割であった。

特措法の有効期間後に着手予定の防災重点農業用ため池がある 10 都道府県では、全ての防災重点農業用ため池の防災工事の着手にはまだ時間を要するが、その理由について、i) 劣化状況評価等が終わっていないために、最終的な防災工事の必要数が確定しておらず、現時点では見通しが立たないこと、ii) 防災工事を請け負う業者や機材の量にも限りがあること、iii) 防災工事の実施に係る所有者の同意取得など地元調整に時間を要することなどとしている。

---

<sup>16</sup> 防災工事（廃止工事を除く。）は、実施した評価の結果を踏まえ、劣化対策、地震対策及び豪雨対策のうち必要であると判断された対策を行うが、「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き」において、防災工事に当たっては、劣化の改善のための工事と地震・豪雨に対する所要の安全性を確保するための工事を一体的に実施し、効率的に防災対策を進めることとされている。

今回、防災工事の進捗状況を確認するに当たっては、いずれか 1 つ以上の対策を含む工事に着手している場合は着手済み、対策が必要とされた全ての対策を完了している場合に完了済みと整理している。

表 1-(3)-② 調査対象とした 11 都道府県における防災工事の進捗状況

都道府県	令和 4 年度末時点における防災工事が必要であると判断されたため池数 A	うち令和 12 年度までの着手予定数（防災工事が必要であると判断されたため池数に対する割合）		うち令和 4 年度末時点における防災工事着手数（着手予定数に対する割合）		うち令和 4 年度末時点における防災工事完了数（着手予定数に対する割合）	
		B	(B/A)	C	(C/B)	D	(D/B)
宮城県	247	47	(19.0%)	10	(21.3%)	4	(8.5%)
福島県	1,000	150	(15.0%)	34	(22.7%)	27	(18.0%)
大阪府	214	214	(100.0%)	18	(8.4%)	0	(0.0%)
兵庫県	1,668	400	(24.0%)	170	(42.5%)	79	(19.8%)
和歌山県	1,066	274	(25.7%)	221	(80.7%)	111	(40.5%)
岡山県	777	287	(36.9%)	71	(24.7%)	55	(19.2%)
広島県	2,458	35	(1.4%)	26	(74.3%)	7	(20.0%)
香川県	1,349	271	(20.1%)	71	(26.2%)	54	(19.9%)
愛媛県	359	216	(60.2%)	102	(47.2%)	43	(19.9%)
福岡県	820	448	(54.6%)	282	(62.9%)	242	(54.0%)
佐賀県	131	38	(29.0%)	19	(50.0%)	0	(0.0%)
合計	10,089	2,380	(23.6%)	1,024	(43.0%)	622	(26.1%)

(注)1 当省の調査結果による。

2 「令和 4 年度末時点における防災工事が必要であると判断されたため池数」は、劣化状況評価等の結果、令和 4 年度末時点でいずれか 1 つ以上の評価において防災工事が必要と判断されたため池の数である。

3 「うち令和 12 年度までの着手予定数」は令和 5 年 12 月末時点における最新の推進計画で定められた特措法の有効期間中の実施目標数に、特措法施行以前に防災工事を実施した数を加えたものである。

なお、上記の推進計画で定められた特措法の有効期間中の実施目標数については、「推進計画の策定等について」において推進計画を変更する場合、変更する年度以降の実施目標を記載することとされ、当該年度より前の実施数は除かれていることから、都道府県に推進計画の変更状況等を聴取した上で、特措法の有効期間全体（令和 3～12 年度）で実施する目標数に補正している。なお、広島県は、特措法の有効期間前半（令和 3～7 年度）で実施する目標数となっている。

4 「うち令和 4 年度末時点における防災工事着手数」及び「うち令和 4 年度末時点における防災工事完了数」には、特措法の施行以前に防災工事に着手及び完了したため池の数を含めている。

5 「うち令和 12 年度までの着手予定数（防災工事が必要であると判断されたため池数に対する割合）」、「うち令和 4 年度末時点における防災工事着手数（着手予定数に対する割合）」及び「うち令和 4 年度末時点における防災工事完了数（着手予定数に対する割合）」における括弧内の数字は小数点第二位を四捨五入している。

6 実施主体が市町村となっているものも計上している。

## イ 防災工事の着手数の増加に伴う所有者が不明であるなどのため池への対応

### (7) 制度の概要等

管理保全法第 5 条の規定において、ため池の所有者（管理者を含む<sup>17</sup>。以下「所有者等」という。）は、当該ため池の機能が十分に発揮されるよう、当該ため池の適正な管理に努めなければならないとされている。

管理保全法第 6 条の規定において、都道府県知事は、ため池の所有者等が当該ため池の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、

<sup>17</sup> 「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」によると、所有者等には管理者を含むとされているが、管理者は、財産権に基づく全ての権利行使が可能である所有者と違って、所有者からの授権によって管理できる権限の種類や範囲が異なることから、防災工事の内容が管理者の権限の範囲内かどうかを確認する必要があるとされている。

当該ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる」とされている。

また、管理保全法第10条の規定において、都道府県知事は、管理保全法第6条の勧告を受けた特定農業用ため池<sup>18</sup>の所有者等が正当な理由がなく当該勧告に係る防災工事の施行をしないときは、当該特定農業用ため池の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該防災工事の施行を命ずることができる」とされている。

さらに、管理保全法第11条の規定において、都道府県知事は、管理保全法第10条の特定農業用ため池の防災工事を施行すべきことを命ぜられた所有者等が当該工事を施行しないときや、所有者不明等により防災工事の勧告をすべき者を確知することができないとき等には、所有者等に代わって防災工事を施行することができる」とされている。

なお、防災工事等基本指針において、防災工事に係る事業主体は、その実施内容が明らかとなった段階で、時間的余裕をもって所有者等と調整し、必要な手続を行うものとされているが、「推進計画の策定等について」において、所有者等が確知できない場合、都道府県知事は、管理保全法第11条第1項第2号に規定する代執行により必要な防災工事を行うことが適当であるとされている。

#### (4) 調査結果

前述アのとおり、今後、防災工事に着手予定の防災重点農業用ため池が多くあり、また、劣化状況評価等が進捗するにつれ、防災工事が必要なため池の増加も見込まれることから、所有者不明のため池への対応が求められることも多くなると考えられる。

このため、今回、調査対象とした11都道府県において、管理保全法に基づく防災工事の代執行の実績がないか確認したところ、いずれの都道府県においても代執行の実績はなかったが、中には、次表のとおり、確知できない所有者等がいるため池の防災工事の着手に当たって、苦慮している事例がみられた。

---

<sup>18</sup> 「防災重点農業用ため池の指定等について」において、特措法施行令各号に規定する防災重点農業用ため池の指定要件と、農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令第1条各号に規定する特定農業用ため池の指定要件は同じものであるとされている（脚注1再掲）。

表 1-(3)-③ 所有者不明のため池の防災工事の着手に当たって苦慮している事例

No.	事例の内容
1	<p>水利権者から廃止要望があったため池で、市町村が所有者を探索したが、相続登記がされていない等により所有者を確知できなかった。このため、市町村が都道府県に対し、代執行の実施を検討してほしいと伝えたところ、都道府県は、紛争に発展した場合を懸念し、代執行以外の方法（例えば「所有者不明土地管理制度<sup>19)</sup>」）の検討が必要と判断して防災工事（廃止工事）には未着手となっている。</p>
2	<p>漏水があり優先的に防災工事が必要なため池であったが、所有者の法定相続人が約 220 人いることが想定され、市町村は確知して同意を得るのに時間を要していた。</p> <p>このため、市町村では、防災工事の着手に遅れが生じる場合は、都道府県に代執行の実施について検討を依頼する意向であった。</p> <p>これに対し、都道府県では、例えば、当該工事が軽微な変更<sup>20)</sup>に該当するのであれば、代執行を用いずとも、各共有者の持分価格に基づき、過半数の同意を得れば可能であることから、代執行以外の方法の検討が必要として防災工事には未着手となっていた。</p> <p>その後、改正民法が令和 5 年 4 月に施行され、都道府県では、当該工事は軽微な変更に該当すると判断して、市町村による用地取得が共有者の持分価格の過半数に達したことから、代執行を用いずに工事着手に至っている。</p> <p>都道府県では、本件については各種手段を検討の末、代執行を用いないこととしたが、どの手段を用いるかについては先例も明らかではなく、大変苦慮したとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

これらの都道府県では、代執行のほか、令和 5 年 4 月に施行された改正民法の適用事例についても、先例を承知していないことから、いずれも確知できない所有者がいる場合の対応に苦慮したとしている。

このように、所有者不明を理由として防災工事着手に至るまでに苦慮している地方公共団体からは、農林水産省に対して、管理保全法に基づく代執行を行った地方公共団体の事例など、所有者不明のため池への対応について、事例収集を踏まえたフィードバックを求めたいとの意見がみられた。

<sup>19)</sup> 所有者不明土地管理制度とは、令和 5 年 4 月に新たに創設された、民法第 264 条の 2 の規定に基づく制度で、裁判所は、所有者不明の土地について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人による管理を命ずる処分をすることができる。また、所有者不明土地管理人は、民法第 264 条の 3 第 1 項の規定に基づき、所有者不明の土地の管理及び処分をする権利を有し、同条第 2 項の規定に基づき、当該土地の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為を行うことができるが、その範囲を超える行為であっても、裁判所の許可を得れば、可能とされている。

<sup>20)</sup> 共有物の共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができないとされていたが、令和 5 年 4 月施行の民法改正により、民法第 251 条第 1 項及び第 252 条第 1 項において、共有物に変更を加える行為であっても、形状又は効用の著しい変更を伴わないもの（軽微な変更）については、管理行為として各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決定できることが定められた。

## ウ まとめ

今後、評価結果が判明するにつれて防災工事が必要なため池が増えてくることが想定されるが、防災工事に着手しようとする際に所有者不明に係る課題が顕在化し、防災工事の遅れにつながるおそれがある。

このため、農林水産省において、引き続き代執行の実施例を収集しつつ、令和5年4月に施行された改正民法によって、所有者不明土地の利用等に係る要件が緩和されていることも踏まえ、全国の地方公共団体における様々な所有者不明のため池への対応事例を収集し、地方公共団体による円滑な工事着手に資するよう、必要な情報提供などの支援を行うべきと考えられる。

### 【当省の意見】

したがって、農林水産省は、地方公共団体における防災工事の着手を円滑に進めるため、代執行を始めとした所有者不明土地に対する対応の取組例について収集を行い、それらの結果を地方公共団体に情報提供するなど、必要な支援を行うこと。